



平成20年5月1日

各 位

会社名 中部飼料株式会社
(コード番号 2053 東証・名証第一部)
代表者名 取締役社長 平野 宏
問合せ先 常務取締役管理本部長
西村 広 司
(TEL 0562-33-2102)

当社株式等の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）の導入について

当社は、本日開催の取締役会において、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針（会社法施行規則第127条柱書に規定されるものをいい、以下「基本方針」という。）を定めるとともに、この基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み（会社法施行規則第127条第2号ロ）として、当社の企業価値・株主の皆様のご利益を確保し、向上させることを目的として、当社株式の大規模買付行為等に関する対応策（買収防衛策）の基本方針（以下「本プラン」という。）を導入することに関して、第61期定時株主総会における株主の皆様のご承認をもって採用することを決議し、あわせて買収防衛策の導入等の決議機関に関する定款変更議案および本プランの承認議案を平成20年6月27日開催予定の第61期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

なお、本プランにつきましては、社外監査役3名を含む当社監査役4名いずれも、本プランの具体的運用が適正に行なわれることを条件として、当社株式等の大規模買付行為に関する対応策として相当であると判断される旨の意見を表明しております。

第61期定時株主総会の決議によりご承認された場合の本プランの有効期間は3年間（平成23年6月に開催予定の定時株主総会終結の時まで）とします。

なお、本日現在、当社株式の大量買付けに関する打診や申し入れ等はなく、当社株式の大量買付けにかかる具体的な脅威が生じているという認識はございません。

I. 当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、金融商品取引所に株式を上場している者として、市場における当社株式の自由な取引を尊重し、特定の者による当社株式の大規模買付行為であっても、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に資するものである限り、これを一概に否定するものではありません。また、最終的には株式の大規模買付提案に応じるかどうかは株主の皆様のご決定に委ねられるべきだと考えています。

しかしながら、当社の経営にあたっては、飼料業界および畜産業界における幅広いノウハウと豊富な経験ならびに顧客・取引先および従業員等のステークホルダーとの間に築かれた関係等への十分な理解が不可欠であります。株式の大規模買付提案の中には、たとえばステークホルダーとの良好な関係を保ち続けることができない可能性があるなど、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を損なうおそれのあるものや、当社グループの価値を十分に反映しているとは言えないもの、あるいは株主の皆様が最終的な決定をされるために必要な情報が十分に提供されないものもありえます。そのような提案に対して、当社取締役会は、株主の皆様から負託された者として、株主の皆様のために、必要な時間や情報の確保、株式の大規模買付提案者との交渉などを行なう必要があると考えています。

II. 会社の支配に関する基本方針の実現に資する取組み

当社では、多くの投資家の皆様に長期的に継続して当社に投資していただくため、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を向上させるための取組みとして、以下の取組みを実施しております。これらの取組みは、本基本方針の実現に資するものと考えております。

1. 当社経営理念

当社は、昭和24年の創業以来「顧客の要望を見つけだしこれを満たす」という社訓を原点に企業としての社会的責任を全うし、飼料を通じて食生活に潤いと安全・安心をお届けし、価値の創造、需要の掘り起こしを図ってまいります。

2. 当社経営基本方針

当社は、経営理念を具現化するため、下記の基本方針を定めております。

- ①顧客の要望（安全・安心）を満たす工場展開を推進する。
- ②自社工場の特性ある設備で特性ある製品の提供を行い顧客に貢献する。
- ③顧客の多彩な要望に応える商品開発のため、研究技術力の向上を図る。

3. 中期経営計画に基づく取組み

当社は、飼料事業（畜産用飼料、水産用飼料）およびその関連事業をコアに事業展開しております。従いまして、原料の60%を占める輸入とうもろこしの価格（シカゴ相場・為替・船運賃等）および畜・水産物価格の変動（需給バランス・輸入数量）、畜産業界の飼育頭羽数推移等、市況産業としての各種要素の動向が重要な業績変動要因となります。このような動向を注視しつつ、当社は、中期経営計画（3カ年、ローリング方式）を策定し、企業価値・株主共同の利益向上に取り組んでおります。

4. コーポレート・ガバナンスに対する取組み

当社は、経営における透明性を高め、公正性の維持・向上に努めて企業の社会的使命と責任を果たし、企業価値の向上を図るべくコーポレート・ガバナンスの充実・強化に取り組んでおります。取締役会は、取締役10名で構成され、毎月1回の定期開催や必要に応じた臨時開催により、経営の基本方針や重要事項を協議するとともに、業績の進捗状況についても論議し対応等を検討しています。また、平成18年4月には執行役員制度を導入し、業務の監督と執行の分離を行い取締役、執行役員双方の機能強化を図っております。監査役会は、常勤監査役1名、非常勤監査役3名の合計4名で構成されております。監査役のうち3名を社外監査役とし、公正性、透明性を確保しております。

また、社長直属の内部監査室を設置し、当社グループ全部門を対象に内部監査を実施し内部統制システムの適切な運用を図っております。

Ⅲ. 当社株式の大規模買付行為等に関する対応策（買収防衛策）の基本方針

1. 本プラン策定の目的

(1) 当社の企業価値の源泉について

当社は、畜産農家に対し、単に飼料を販売するにとどまらず、飼育技術の指導、経営指導などのサポートを継続的に提供し、畜産農家との継続的な取引関係の構築および維持ならびに畜産農家の業績向上による飼料販売の拡大に努めてまいりました。その結果、当社は、飼料業界において業界全体の売上が低迷している中、順調に売上を伸ばしてきました。

上記のようなサポートの継続的な提供は、終身雇用制度のもとでの時間をかけた人材の育成やノウハウの共有など、長期的な視野に立った当社の経営方針によって初めて可能となるものであります。

(2) 本プランの必要性

近時、わが国の資本市場においては、対象となる会社の賛同を得ることなく、一方的に大量の株式の買付を強行するといった動きが顕在化しております。もとより、当社は、株式の大規模買付であっても、上記のような当社の独自性をよく理解し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するものであれば、これを一概に否定するものではありません。

しかしながら、株式の大規模買付が行われるにあたっては、その目的に鑑みて企業価値ひいては株主共同の利益に対する明らかな侵害をもたらすもの、株主に株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、対象会社の取締役会や株主が買付の条件等について検討し、あるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの、対象会社が買付者の提示した条件よりも有利な条件をもたらすために買付者との交渉を必要とするもの等、当社の企業価値・株主共同の利益に資さないものも少なくありません。

特に、当社の企業価値の源泉は上述のとおり長期的な視野に立った経営方針およびこれに基づく畜産農家に対するサポートの継続的な提供に存しますが、これらに対する十分な理解のない者により当社の買収が行われ、短期的な利益を実現するためのリストラなどの施策が推進された場合、当社の築き上げてきた企業価値が損なわれることとなります。また、敵対的な買収により当社の経営方針が容易に転換される可能性があること自体によって、当社によるサポートの提供が継続することへの畜産農家の信頼が揺らぎ、当社の企業価値が損なわれるおそれがあります。

こうした事情に鑑み、当社取締役会は、当社株式に対する大規模買付行為が行われた際に、買付に応じるべきか否かを、株主の皆様判断に判断していただき、また当社取締役会が代替案を提案するために必要な時間を確保し、株主の皆様のために大規模買付者と交渉を行うこと等を可能とすることで、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に反する大規模買付行為を抑止できる体制を平時において整備しておくことが不可欠との結論に至りました。

2. 大規模買付ルールの内容

大規模買付ルールとは、①大規模買付者に対して、事前に当社取締役会に対し必要かつ十分な情報の提供を求め、②大規模買付行為につき当社取締役会による一定の評価期間を確保した上で、株主の皆様当社取締役会の事業計画や代替案等を提示したり、大規模買付者との交渉・協議等を行っていくための手続です。その概要は以下のとおりです。

(1) 対象となる大規模買付行為

大規模買付けルールの対象となる大規模買付行為は、特定株主グループ（注1）の議決権割合（注2）を20%以上とすることを目的とする当社株券等（注3）の買付行為、または結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となる当社株券等の買付行為（市場取引、公開買付け等の具体的な買付方法の如何を問いませんが、あらかじめ当社取締役会が同意した者による買付行為を除きます。かかる買付行為を以下「大規模買付行為」といい、かかる買付行為を行う者を以下「大規模買付者」といいます。）といたします。

(2) 意向表明書の事前提出

大規模買付者が大規模買付行為を行おうとする場合には、まず当社代表取締役宛に、大規模買付ルールに従う旨の誓約および以下の内容等を記載した意向表明書（以下「意向表明書」といいます。）をご提出いただきます。

- ① 大規模買付者の名称、住所、代表者の氏名
- ② 設立準拠法
- ③ 国内連絡先
- ④ 提案する大規模買付行為の概要等

当社は、大規模買付行為の提案があった場合には、大規模買付行為の提案があった事実、大規模買付者に関する情報、大規模買付行為の提案の内容、当社の今後の対応方針ならびにその他適切と認められる情報を、法令および当社が上場する証券取引所の上場規則等に従い、適時・適切に開示します。

(3) 情報の提供

取締役会は、上記(2)の意向表明書を受領した日の翌日から起算して10営業日以内に、大規模買付者に対し、株主の皆様の判断および取締役会としての意見形成のために取締役会に対して提供いただくべき必要かつ十分な情報（以下「本必要情報」といいます。）のリストを交付します。本必要情報の具体的内容は大規模買付者の属性および大規模買付行為の内容によって異なりますが、一般的な項目の一部は以下のとおりです。

- ① 大規模買付者およびそのグループ（共同保有者、特別関係者および組合員（ファンドの場合）その他の構成員を含みます。）の詳細（名称、事業内容、経歴または沿革、資本構成、財務内容等を含みます。）
- ② 大規模買付行為の目的、方法および内容（買付等の対価の価額・種類、買付

等の時期、関連する取引の仕組み、買付等の方法の適法性、買付等の実現可能性等を含みます。)

- ③ 大規模買付行為における買付価格の算定根拠（算定の前提となる事実、算定方法、算定に用いた数値情報および買付等に係る一連の取引により生じることが予想されるシナジーの内容を含みます。）
- ④ 大規模買付行為における買付資金の裏付け（資金の提供者（実質的提供者を含みます。）の具体的名称、調達方法、関連する取引の内容を含みます。）
- ⑤ 大規模買付行為の完了後における当社および当社グループの経営方針、事業計画、財務計画、資本政策および配当政策
- ⑥ 大規模買付行為の完了後における当社の従業員、取引先、顧客その他の当社に係る利害関係者の処遇方針

当初提供していただいた情報を精査した結果、それだけでは不十分と認められる場合には、取締役会は、大規模買付者に対して本必要情報が揃うまで追加的に情報提供を求めます。提供された本必要情報は、株主の皆様判断のために必要であると認められる場合には、法令および当社が上場する証券取引所の上場規則等に従い、適時・適切に開示します。

なお、取締役会が、大規模買付者から本必要情報の提供が完了したと判断した場合には、法令および当社が上場する証券取引所の上場規則等に従い、当該判断について適時・適切に開示します。

(4) 当社の意見の通知・開示

取締役会は、大規模買付行為の評価等の難易度に応じ、大規模買付者が取締役会に対し本必要情報の提供を完了した日の翌日から起算して 60 日間（対価を現金（円貨）のみとする公開買付による当社全株式を対象とする大規模買付行為の場合）または 90 日間（その他の大規模買付行為の場合）を取締役会による評価、検討、交渉、意見形成、代替案立案のための期間（以下「取締役会評価期間」といいます。）として与えられるべきものと考えます。なお、本ルールに鑑み、大規模買付者による大規模買付行為は、取締役会が当社取締役会の意見を大規模買付者へ通知し、株主の皆様へ開示を行った以降においてのみ開始されるものとします。

取締役会評価期間中、取締役会は独立の外部専門家等の助言を受けながら、提供された本必要情報を十分に評価・検討し、取締役会としての意見をとりまとめます。

また、必要に応じ大規模買付者との間で大規模買付行為に関する条件改善について交渉し、取締役会として株主の皆様に対し代替案を提示することもあります。

当社は、取締役会の意見およびその意見の理由ならびにその他適切と認められ

る情報を、法令および当社が上場する証券取引所の上場規則等に従い、適時・適切に開示します。

3. 大規模買付行為が行われた場合の対応方針

(1) 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合には、取締役会は、仮に当該大規模買付行為に反対であったとしても、当該大規模買付行為についての反対意見を表明したり、代替案を提示することにより株主の皆様を説得することとどめ、原則として当該大規模買付行為に対する対抗措置はとりません。

大規模買付行為に応じるか否かは、株主の皆様において、当該大規模買付行為および当社が提示する大規模買付行為に対する意見、代替案等をご考慮の上、ご判断いただくこととなります。

但し、大規模買付ルールが遵守されている場合であっても、当該大規模買付行為が会社に回復し難い損害をもたらす等、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと取締役会が判断し、その結果大規模買付行為に対する対抗措置をとることが相当であると判断した場合には、取締役の善管注意義務に基づき、例外的に対抗措置を取ることがあります。

具体的には、以下のいずれかの類型に該当すると判断された場合には、当該大規模買付行為は当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと認められる場合に該当すると考えます。

- ① 真に当社の経営に参画する意思がないにもかかわらず、ただ株価をつり上げて高値で当社の株券等を当社および当社の関係者に引き取らせる目的で当社の株券等の取得を行っているまたは行おうとしている者（いわゆるグリーンメーラー）であると判断される場合
- ② 当社の経営を一時的に支配して当社の事業経営上必要な知的財産権、ノウハウ、企業秘密情報、主要取引先や顧客等を当該大規模買付者やそのグループ会社等に移譲させる等、いわゆる焦土化経営を行う目的で、当社の株券等の取得を行っているまたは行おうとしている者と判断される場合
- ③ 当社の経営を支配した後に、当社の資産を当該大規模買付者やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する目的で、当社の株券等の取得を行っているまたは行おうとしている者と判断される場合
- ④ 当社の経営を一時的に支配して、当社の不動産、有価証券等高額資産等を処分させ、その処分利益をもって一時的な高配当をさせるか、あるいは一時的な高配当による株価の急上昇の機会を狙って株式等の高価売り抜けをする目的

で、当社の株券等の取得を行っているまたは行おうとしている者と判断される場合

- ⑤ 大規模買付行為における当社株式の買付方法が、いわゆる強圧的二段階買収（最初の買付で当社の株券等の全部の買付を勧誘することなく、二段階目の買収条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで、株券等の買付を行うことをいいます。）等の、株主の判断の機会または自由を制約し、事実上、株主に当社の株券等の売却を強要する恐れがあると判断される場合
- ⑥ 大規模買付行為における株券等の買付条件（買付対価の価額、種類、内容、時期、方法、違法性の有無、実現可能性を含むがこれらに限らない。）が当社企業価値に照らして著しく不十分または不適切であると合理的な根拠をもって判断される場合
- ⑦ 大規模買付者による支配権取得により、当社株主はもとより、顧客、取引先、従業員等のステークホルダーの利益を含む当社企業価値の著しい毀損が予想され、企業価値の維持及び向上を妨げる恐れがあると合理的な根拠をもって判断される場合

(2) 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合には、具体的な買付方法の如何にかかわらず、取締役会は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を守ることを目的として、対抗措置を取ることがあります。

(3) 対抗措置の具体的内容

当社が本プランに基づき発動する大規模買付行為に対する対抗措置は、新株予約権の無償割当等、会社法その他の法律及び当社定款が認める措置といたします。

具体的にいかなる手段を講じるかについては、その時点で最も適切と取締役会が判断したものを選択することとします。取締役会が対抗措置として、例えば、新株予約権の無償割当をする場合の概要は【別紙1】に記載のとおりですが、実際に新株予約権の無償割当をする場合には、議決権割合が一定割合以上の特定株主グループに属さないことを新株予約権の行使条件とすることや新株予約権者に対して、当社株式と引き換えに当社が新株予約権を取得する旨の取得条項をつけるなど、対抗措置としての効果を勘案した条件を設けることがあります。

4. 本プランが株主・投資家に与える影響

(1) 大規模買付ルールが株主・投資家に与える影響

本プランにおける大規模買付ルールは、当社株主の皆様が大規模買付行為に応

じるか否かを判断するために必要な情報や、現に当社の経営を担っている当社取締役会の意見を提供し、株主の皆様が代替案の提示を受ける機会を確保することを目的としています。これにより株主の皆様は、十分な情報のもとで、大規模買付行為に応じるか否かについて適切な判断をすることが可能となり、そのことが当社の企業価値ひいては株主共同の利益の保護につながるものと考えます。従いまして、大規模買付ルールの設定は、株主及び投資家の皆様が適切な投資判断を行う上で前提となるものであり、株主及び投資家の皆様の利益に資するものであると考えております。

(2) 対抗措置発動時に株主及び投資家の皆様に与える影響

当社取締役会は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を守ることを目的として、取締役会が上記3.に記載した対抗措置をとることを決定した場合には、法令及び当社が上場する証券取引所の上場規則等に従い、当該決定について適時・適切に開示します。

対抗措置の発動時には、大規模買付者等以外の株主の皆様が、法的権利または経済的側面において格別の損失を被るような事態は想定しておりません。例えば、対抗措置として新株予約権の無償割当を行う場合は、株主の皆様は、対価を払い込むことなく、その保有する株式数に応じて、新株予約権が割当てられます。また、当社が、当該新株予約権の取得の手続きを取ることを決定した場合は、大規模買付者等以外の株主の皆様は、当社による当該新株予約権の取得の対価として当社株式を受領するため格別の不利益は発生しません。但し、割当期日において名義書換未了の株主の皆様（証券保管振替機構に対する預託を行っている株券の株主を除きます。）に関しましては、他の株主の皆様が当該新株予約権の無償割当を受け、当該新株予約権と引き換えに当社株式を受領することに比して、結果的にその法的権利または経済的側面において不利益が発生する可能性があります。

(3) 対抗措置発動の停止等について

上記3.において、当社取締役会が具体的対抗措置を講ずることを決定した後、当該大規模買付者が大規模買付行為の撤回または変更を行った場合など、対抗措置の発動が適切でないと取締役会が判断した場合、対抗措置の発動の停止または変更を行うことがあります。例えば、対抗措置として新株予約権を無償割当する場合において、権利の割当を受けるべき株主が確定した後に、大規模買付者が大規模買付行為の撤回または変更を行うなど対抗措置の発動が適切でないと取締役会が判断した場合には、当該新株予約権の効力発生日までの間は、新株予約権の無償割当を中止することとします。

また、新株予約権の無償割当後においては、行使期間開始までの間は、当該新

株予約権を無償取得（当社が新株予約権を無償で取得することにより、株主の皆様は新株予約権を失います。）することにより対抗措置発動の停止を行うことができるものとしします。

このような対抗措置発動の停止を行う場合は、法令および当社が上場する証券取引所の上場規則等に従い、当該決定について適時・適切に開示します。

なお、当社取締役会が当該新株予約権の発行の中止または発行した新株予約権の無償取得を行う場合には、1株当たりの株式の価値の希釈化は生じませんので、新株予約権の無償割当を受けるべき株主が確定した後（権利落ち日以降）に当社株式の価値の希釈化が生じることを前提にして売買等を行った株主または投資家の皆様は、株価の変動により不測の損害を被る可能性があります。

大規模買付者等については、大規模買付ルールを遵守しない場合や、大規模買付ルールを遵守した場合であっても、当該大規模買付行為が当社の企業価値および株主共同の利益を著しく損なうと判断される場合には、対抗措置が講じられることにより、結果的にその法的権利または経済的側面において不利益が発生する可能性があります。本プランの開示は、大規模買付者が大規模買付ルールに違反することがないようにあらかじめ注意を喚起するものであります。

（４） 対抗措置発動に伴って株主の皆様に必要な手続き

対抗措置として、例えば、新株予約権の無償割当が行われる場合には、別途当社取締役会が決定し公告する新株予約権の割当期日における最終の株主名簿または実質株主名簿に記載または記録された株主の皆様は、引受けの申込みを要することなく新株予約権の割当てを受けることになるため、申し込みの手続等は不要です。名義書換未了の株主の皆様に関しましては、割当期日までに、名義書換を完了していただく必要があります（証券保管振替機構に対する預託を行っている株券については、名義書換手続きは不要です。）。

新株予約権の無償割当後、株主の皆様においては、新株予約権の行使により新株を取得するために、権利行使期間内に、新株予約権の行使価額相当の金銭の払込み等の手続を行っていただく必要があります。但し、当社が新株予約権の取得の手続きを取ることを決定した場合には、大規模買付者等以外の株主の皆様は、新株予約権の行使価額相当の金銭を払い込むことなく、当社による新株予約権の取得の対価として当社株式を受領することになるため、払込み等の手続きは必要となりません。

これらの手続きの詳細につきましては、実際に新株予約権の無償割当を行うことになった際に、法令および当社が上場する証券取引所の上場規則等に従い、当該決定について適時・適切に開示します。

5. 本プランの有効期間、継続、廃止および変更

本プランの有効期間は、本定時株主総会終了後3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとし、本プランの継続（一部修正した上での継続を含む。）については別途平成23年6月に開催予定の当社定時株主総会の承認を経ることとします。

但し、有効期間の満了前であっても、①当社株主総会において本プランを変更または廃止する旨の決議が行われた場合、または②当社取締役会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランは当該決議に従いその時点で変更または廃止されるものとします。

当社は、本プランが廃止または変更された場合には、当該廃止または変更の事実および（変更の場合には）変更内容その他の事項について、情報開示を速やかに行います。

6. 本プランの合理性

(1) 買収防衛策に関する指針の要件を充足していること

本プランは、経済産業省および法務省が平成17年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保または向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性の原則）を充足しています。

(2) 株主意思を重視するものであること

本プランは、上記のとおり本株主総会において承認可決されることにより決定されます。

また、本プランの有効期間は、本株主総会終了後3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとし、その時点において、本プランの継続について、改めて株主の皆様のご判断を仰ぎます。また、株主総会および取締役会において、随時、本プランの廃止について決議することができますので、本プランの廃止にも、株主の皆様のご意向を反映されることとなっております。

(3) 合理的な客観的発動要件の設定

本プランは、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守していない、あるいは大規模買付ルールを遵守していても株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらす買収である場合や株主に株式の売却を事実上強要するおそれがある買収である場合など、予め定められた合理的かつ詳細な客観的要件が充足されなければ対抗措置が発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防

止するための仕組みを確保しているものといえます。

(4) デッドハンド型買収防衛策やスローハンド型買収防衛策ではないこと

本プランは、当社取締役会において随時廃止することができるものとされており、買付者が、自己の指名する取締役を当社株主総会で選任し、かかる取締役で構成される取締役会において、本プランを廃止することが可能です。従って、本プランは、デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交替させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。また、当社は期差任期制を採用していないため、本プランはスローハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の交替を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）でもありません。

注1：特定株主グループとは、

- (i) 当社の株券等（金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等をいいます。）の保有者（同法第27条の23第3項に基づき保有者に含まれる者を含みます。以下同じとします。）およびその共同保有者（同法第27条の23第5項に規定する共同保有者をいい、同条第6項に基づく共同保有者とみなされる者を含みます。以下同じとします。）または、
- (ii) 当社の株券等（同法第27条の2第1項に規定する株券等をいいます。）の買付け等（同法第27条の2第1項に規定する買付け等をいい、取引所有価証券市場において行われるものを含みます。）を行う者およびその特別関係者（同法第27条の2第7項に規定する特別関係者をいいます。）を意味します。

注2：議決権割合とは、

- (i) 特定株主グループが、注1の(i)記載の場合は、当該保有者の株券等保有割合（同法第27条の23第4項に規定する株券等保有割合をいいます。この場合においては、当該保有者の共同保有者の保有株券等の数（同項に規定する保有株券等の数をいいます。以下同じとします。）も加算するものとします。）を、
- (ii) 特定株主グループが、注1の(ii)記載の場合は、当該買付者および当該特別関係者の株券等所有割合（同法第27条の2第8項に規定する株券等所有割合をいいます。）の合計をいいます。各議決権割合の算出に当たっては、総議決権（同法第27条の2第8項に規定するものをいいます。）および発行済株式の総数（同法第27条の23第4項に規定するものをいいます。）は、有価証券報告書および半期報告書のうち直近に提出されたものを参照することができるものとします。

注3：株券等とは、

金融商品取引法第27条の2第1項または同法第27条の23第1項に規定する株券等を意味します。

以上

【別紙 1】

新株予約権の無償割当をする場合の概要

1. 新株予約権無償割当の対象となる株主および発行条件

取締役会で定める基準日における最終の株主名簿または実質株主名簿に記載または記録された株主に対し、その所有する当社普通株式（但し、当社の所有する当社普通株式を除く。）1株につき1個の割合で新たに払込みをさせないで新株予約権を割当てる。

2. 新株予約権の目的となる株式の種類および数

新株予約権の目的となる株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権の目的となる株式の総数は、取締役会が基準日として定める日における発行可能株式総数から普通株式の発行済株式（当社の所有する当社普通株式を除く。）の総数を減じた株式数を上限とする。新株予約権1個当たりの目的となる株式の数は取締役会が別途定める数とする。但し、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、所要の調整を行う。

3. 発行する新株予約権の総数

新株予約権の発行総数は、取締役会が別途定める数とする。取締役会は、複数回にわたり新株予約権の割当を行うことがある。

4. 各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額（払込みをなすべき額）

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額（払込みをなすべき額）は1円以上で当社取締役会が定める額とする。

5. 新株予約権の譲渡制限

新株予約権の譲渡による当該新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要する。

6. 新株予約権の行使条件

議決権割合が20%以上の特定株主グループに属する者（但し、あらかじめ当社取締役会が同意した者を除く。）でないこと等を行行使の条件として定める。詳細については、取締役会において別途定める。

7. 新株予約権の行使期間等

新株予約権の割当てがその効力を生ずる日、行使期間、取得条項その他必要な事

項については、取締役会が別途定める。なお、取得条項については、上記6の行使条件のため新株予約権の行使が認められない者以外の者が有する新株予約権を当社が取得し、新株予約権1個につき取締役会が別途定める株数の当社普通株式を交付することができる旨の条項を定めることがある。

以 上

【別紙2】

1. 当社株式の概況（平成20年3月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 80,000,000株
- (2) 発行済株式数 26,535,508株
- (3) 株主数 3,218名
- (4) 大株主（上位10名）

氏名または名称	当社への出資状況	
	持株数	出資比率
	千株	%
日本生命保険相互会社	1,968	7.42
株式会社三菱東京UFJ銀行	1,118	4.21
豊田通商株式会社	945	3.56
平野殖産株式会社	893	3.36
日本マスタートラスト 信託銀行株式会社（信託口）	887	3.34
東京海上日動火災保険株式会社	834	3.14
株式会社横浜銀行	815	3.07
日本トラスティ・サービス 信託銀行株式会社（信託口）	815	3.07
丸紅株式会社	752	2.84
日興シティ信託銀行株式会社（信託口）	731	2.75

2. 定款変更の内容

変更の内容はつぎのとおりであります。

（下線部分に変更箇所）

現行定款	変更案
(新設)	<p><u>第19条（株主総会の決議事項）</u> <u>当社の株主総会においては、法令または定款に定めがある事項をその決議により定めるほか、買収防衛策の基本方針をその決議により定めることができる。</u></p> <p>2 <u>前項における買収防衛策とは、当社が資金調達または業務提携などの事業目的を主要な目的とせずに新株または新株予約権の発行を行うことにより当社に対する買収の実現を困難にする方策のうち、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を損なうおそれのある者による買収が開始される前に導入されるものをいう。また、導入とは、買収防衛策としての新株または新株予約権の発行決議を行うなど、買収防衛策の具体的内容を決定することをいう。</u></p>
第19条～第44条（条文省略）	第20条～第45条（現行どおり）

以上

【別紙3】

本プランの概略

大量買付行為が開始された場合のフローチャート（概略）

